

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和元年 1 1 月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 原第 7661 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

1. 3 号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更し、3 号炉の核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を 3 号及び 4 号炉共用とする。
2. 蒸気発生器保管庫（1 号及び 2 号炉共用、既設）を 1 号、2 号及び 3 号炉共用とし、3 号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

